

千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、原油価格や物価高騰等により、大変厳しい事業環境にある地域公共交通について、県民生活や地域経済を支える重要なインフラであることに鑑み、燃料価格等の高騰の影響を受けている地域公共交通事業者を支援するため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 鉄道事業者 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業を行う者をいう。
- 二 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- 三 タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- 四 高速道路等 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項各号に規定する道路又は道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第1項若しくは第2項の規定により指定する道路をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 別表1の1の項に定める鉄道事業者。
 - 二 別表2の1の項に定める乗合バス事業者。
 - 三 別表3の1の項に定めるタクシー事業者。
- 2 前項の規定にかかわらず、交付対象者(法人その他の団体にあっては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該交付対象者は、支援金の対象とならない。
- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)。
 - 二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)。
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知りて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら

ら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

3 第1項の規定にかかわらず、未納となっている県税がある者であるときは、当該交付対象者は、支援金の対象とならない。ただし、県税に関して県から徴収猶予を受けている者又は県と納付誓約を締結している者を除く。

(暴力団密接関係者)

第4条 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者(法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他団体)とする。

(支援金の交付額等)

第5条 支援金の交付額は、鉄道事業者にあっては別表1の2の項、乗合バス事業者にあっては別表2の2の項、タクシー事業者にあっては別表3の2の項のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金交付申請書(兼)交付請求書((別記第1号様式)以下「申請書」という。)に、別表1の3の項、別表2の3の項又は別表3の3の項に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 一般社団法人千葉県タクシー協会又は千葉県個人タクシー協会(以下「協会等」という。)に加盟するタクシー事業者(以下「加盟タクシー事業者」という。)においては、前項に規定する申請書の提出を協会等に委任することができる。

3 前項の委任を受けた協会等は、加盟タクシー事業者を代表して第1項に規定する申請書に所定の書類を添えて、知事に提出することができる。

(交付の決定)

第7条 知事は、交付対象者から前条第1項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに支援金の交付を決定するものとし、その決定を交付対象者に通知するとともに、支援金を交付する。

2 知事は、協会等から前条第3項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに支援金の交付の決定をするものとし、その決定を協会等に通知するとともに、支援金を交付する。

(申請の取下げ)

第8条 交付対象者は、前条の規定による支援金の交付の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があり、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、すみやかにその理由を附して、その旨を知事に届け出

なければならない。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定はなかったものとみなす。

(精算報告)

第9条 第7条第2項の規定により支援金の交付を受けた協会等は、加盟タクシー事業者への支援金交付完了の日から起算して30日を経過した日又は支援金の交付の決定に係る会計年度の終了の日のいずれか早い期日までに千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金精算報告書（（別記第2号様式）以下「精算報告書」という。）に所定の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、加盟タクシー事業者への支援金交付の全部が交付決定年度内に完了しないときは、支援金の交付の決定に係る会計年度の終了の日までに千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金年度終了精算報告書（（別記第3号様式）以下「年度終了精算報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項ただし書の規定により年度終了精算報告書を提出した協会等は、加盟タクシー事業者への支援金交付の全部が完了したとき、速やかに精算報告書に所定の書類を添えて知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 知事は、交付対象者が第3条第2項各号、同条第3項及び第4条に該当するとき又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第11条 知事は、支援金の交付の決定を取消した場合において、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、前項の返還の請求に係る支援金で、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(加算金及び延滞金)

第12条 交付対象者は、第10条の規定により支援金の交付の決定が取り消された場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられるものとする。
- 3 交付対象者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間についてはその納付額を控除した

額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 4 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(その他)

第13条 交付対象者は、支援金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての証拠書類を、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則（令和5年1月10日制定）

- 1 この要綱は、令和5年1月10日に施行し、令和4年度予算に適用する。

附 則（令和5年5月25日制定）

- 1 この要綱は、令和5年5月25日に施行し、令和5年度予算に適用する。

附 則（令和6年1月10日制定）

- 1 この要綱は、令和6年1月10日に施行し、令和5年度予算に適用する。

附 則（令和7年2月25日制定）

- 1 この要綱は、令和7年2月25日に施行し、令和6年度予算に適用する。

附 則（令和8年1月5日制定）

- 1 この要綱は、令和8年1月5日に施行し、令和7年度予算に適用する。

別表1（第3条第1項第1号、第5条、第6条第1項）

1 交付対象者	次のいずれかの鉄道事業者であること。 (1) 流鉄株式会社 (2) 銚子電気鉄道株式会社 (3) 小湊鐵道株式会社
2 交付額	交付対象者ごとに、次の額を交付する。 (1) 流鉄株式会社 1,500千円 (2) 銚子電気鉄道株式会社 1,500千円 (3) 小湊鐵道株式会社 1,700千円
3 添付書類	第6条第1項に規定する申請書に次の書類を添付すること。 (1) 交付対象者の第3条第2項各号に該当しない旨の誓約書 (別紙1) 及び役員等名簿(別紙2)

別表2（第3条第1項第2号、第5条、第6条第1項）

1 交付対象者	県内で営業所を有する乗合バス事業者であつて、次のいずれかに該当しない者であること。 (1) 主に高速道路等のみを運行経路として営業する者 (2) 市町村又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議が運行委託を行う系統のみで営業する者 (3) 申請日時点において、廃業又は休業している者
2 交付額	令和7年12月1日時点での、交付対象者が県内の営業所で保有又は管理し、今後の事業継続のために必要がある事業用自動車（道路運送法第5条第1項又は第15条第3項の規定により国土交通大臣に許可申請又は届け出しているものをいう。以下同じ。）の台数（一般乗合旅客自動車運送事業に供するものに限る。）に応じて、1車両あたり20千円を交付する。
3 添付書類	第6条第1項に規定する申請書に次の書類を添付すること。 (1) 交付対象者の第3条第2項各号に該当しない旨の誓約書 (別紙1) 及び役員等名簿(別紙2) (2) 一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請書又は事業計画変更届出書等、最新の県内営業所分の事業用自動車の数が分かるものの写し

別表3（第3条第1項第3号、第5条、第6条第1項）

1 交付対象者	県内に営業所を有するタクシー事業者であって、次のいずれかに該当しない者であること。 (1) ハイヤー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項に規定するものをいう。）のみで営業する者 (2) 申請日（第6条第2項の規定により協会等に委任した場合、委任日）時点において、廃業又は休業している者
2 交付額	交付対象者ごとに、次の額を交付する。 (1) 個人事業者 令和7年12月1日時点での、交付対象者が保有又は管理し、今後の事業継続のために必要がある事業用自動車に対して 10千円を交付する。 (2) 法人事業者 令和7年12月1日時点での、交付対象者が県内の営業所で保有又は管理し、今後の事業継続のために必要がある事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行なわれるものを除く）の台数に応じて、1車両あたり10千円を交付する。
3 添付書類	第6条第1項に規定する申請書に次の書類を添付すること。 (1) 交付対象者の第3条第2項各号に該当しない旨の誓約書（別紙1）及び役員等名簿（別紙2） (2) 一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可申請書、事業計画変更届出書又は関東運輸局千葉運輸支局が確認した書類等、最新の県内営業所分の事業用自動車の数が分かるものの写し※個人事業者を除く (3) 第6条第2項の規定により協会等が代表して申請した場合、委任を受けたタクシー事業者からの委任状（別紙3）

(別記第1号様式) 第6条

千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金交付申請書（兼）交付請求書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地

名 称

代表者名

燃料価格等の高騰の影響が続く中において、今後も事業の継続を図り、地域公共交通を維持していくため、令和 年度において、下記のとおり千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金の交付を受けたので、関係書類を添えて支援金の交付を申請します。

また、交付の決定があった場合は、下記の申請金額を請求します。

なお、申請内容に虚偽があった場合又は交付対象者に該当しないことが明らかになつた場合は、速やかに千葉県知事に支援金を返還することを誓約します。

記

1 申請金額 金 円

<担当者及び連絡先>

担当部署 :

担当者 :

TEL

FAX

E-mail

2 申請額算出内訳（乗合バス事業者用）

(1) 乗合バス車両

事業者名

(枚／全 枚)

※ 1枚で申請しきれない場合は、複数枚に分けて記入すること。

※ 複数枚に分けて申請する場合は、「乗合バス車両数（A）」及び「申請額（A×20千円）」の欄は、最後の表に記入すること。

2 申請額算出内訳（タクシー事業者用）※法人事業者申請用

(1) タクシー車両

事業者名

(枚／全 枚)

※ 1枚で申請しきれない場合は、複数枚に分けて記入すること。

※ 複数枚に分けて申請する場合は、「タクシー車両数（A）」及び「申請額（A×10千円）」の欄は、最後の表に記入すること。

2 申請額算出内訳（タクシー事業者用）※協会等申請用（個人事業者分）

(1) タクシー車両

(枚 / 全 枚)

※ 1枚で申請しきれない場合は、複数枚に分けて記入すること。

※ 複数枚に分けて申請する場合は、「タクシー車両数（A）」及び「申請額（A×10千円）」の欄は、最後の表に記入すること。

※ 法人事業者の委任を受けて申請書を提出する場合は、「※法人事業者用」の表により、法人事業者ごとに作成すること。

※ 個人事業者本人が申請する場合は、「2 申請額算出内訳」は不要です。

3 支援金振込先

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

4 添付書類

(1) 申請者共通

- ①誓約書（別紙1）及び役員等名簿（別紙2）
- ②その他必要な書類

(2) 乗合バス事業者

- ①一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請書又は事業計画変更届出書等の写し

(3) タクシー事業者

- ①一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可申請書、事業計画変更届出書又は
関東運輸局千葉運輸支局が確認した書類等の写し※個人事業者を除く
- ②委任を受けたタクシー事業者からの委任状（別紙3）※協会等が申請する場合

(別記第2号様式) 第9条

千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金精算報告書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地

名 称

代表者名

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で支援金交付の決定のあった令和
年度千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金について、下記のとおりその精
算を報告します。

記

1 支援金額 金 円

2 支援金精算内訳

(1) タクシー事業者

(枚 / 全 枚)

※ 1枚で精算報告しきれない場合は、複数枚に分けて記入すること。

※ 複数枚に分けて精算報告する場合は、「合計」の欄は、最後の表に記入すること。

3 添付書類

(1) 領収書等の写し

(2) その他必要な書類

(別記第3号様式) 第9条

千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金年度終了精算報告書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で支援金交付の決定のあった令和 年度千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金について、下記のとおりその精算を報告します。

記

1 年度終了精算表

交付決定内容	交付決定額（A）	千円
年度内に支払いした額等	年度内支払額（B）	千円
今後の交付見込内容	今後の支払見込額（A）－（B）	千円

2 年度内に支払いした額の精算内訳

(1) タクシー事業者

(枚 / 全 枚)

※ 1枚で精算報告しきれない場合は、複数枚に分けて記入すること。

※ 複数枚に分けて精算報告する場合は、「合計」の欄は、最後の表に記入すること。

3 今後の支払見込内訳

(1) タクシー事業者

(枚 / 全 枚)

※ 1枚で支払見込報告しきれない場合は、複数枚に分けて記入すること。

※ 複数枚に分けて支払見込報告する場合は、「合計」の欄は、最後の表に記入すること。

4 添付書類

(1) 領収書等の写し

(2) その他必要な書類

(別紙1)

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地

名 称

代表者名

支援金の交付を申請した交付対象者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が、千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、支援金の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられないこと又は支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成（誓約書・役員等名簿）する場合は押印不要とし、第三者（法人その他の団体）が作成する場合は代表者印を押印すること。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。
- ※ 電子申請（メール等）の場合、申請者は原本（誓約書・役員等名簿）を保管すること。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半角）	商号又は名称（漢字）	氏名（半角）	氏名（漢字）	生年月日			性別 (M・F)	住所	職名
					元号	年	月			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

現在における（私・当法人（団体）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、支援金を受けようとする事業を行う者が、

個人である場合は本人を記載すること。
 法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者）を記載すること。
 ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件支援金の申請に関する権限を委任されている者を除き省略することができます。

役員等名簿

番号	商号又は名称(半角)	商号又は名称(漢字)	氏名(半角)	氏名(漢字)	生年月日			性別(M・F)	住所	職名
					元号	年	月			
1	カブシキイシャチハ	株式会社千葉	千葉 太郎	千葉 太郎	S	40	1	16	M	千葉県千葉市中央区市場町1-1
2	カブシキイシャチハ	株式会社千葉	市原 花子	市原 花子	S	51	10	5	F	東京都新宿区西新宿2-8-1
3	カブシキイシャチハ	株式会社千葉	習志野 一男	習志野 一男	H	1	6	27	M	神奈川県横浜市中区日本大通1
4	カブシキイシャチハ	株式会社千葉	八千代 二郎	八千代 二郎	T	14	5	1	M	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
5										
6	・半角カタカナで入力 ・途中にスペースは入力しない									
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

現在における（私　　・　当法人（団体）　　の役員等名簿に相違ありません。

年　月　日

住所（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

注意事項

- ・本人が自署で作成（誓約書・役員等名簿）する場合は押印不要とし、
第三者（法人その他の団体）が作成する場合は代表者印を押印すること。
- ・本人の自署とする場合は、本人確認書類の写し（運転免許証等）を添付する

役員等名簿には、支援金を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
- ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の運営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができます。

(別紙3)

委任状

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者名

私は、千葉県地域公共交通物価高騰対策支援事業支援金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記の者を代理人と定め、令和 年度において支援金の交付に係る一切の行為を委任します。

なお、申請内容に虚偽があった場合又は交付対象者に該当しないことが明らかになった場合は、速やかに千葉県知事に支援金を返還することを誓約します。

記

代理人名称		一般社団法人千葉県タクシー協会
		千葉県個人タクシー協会

※委任する代理人に○を付けてください。